

- 事務局に寄せられた御意見……………P 2
- 通学区域の変更による対応について……P 5
- 部会における主な発言・質問……………P 10
- お問い合わせ先……………P 12

発行日：令和7年12月18日（木）
発行元：「青木小学校」学校規模適正化等検討部会事務局
(事務局：横浜市教育委員会事務局学校計画課)

第4号

「青木小学校」学校規模適正化等 検討部会ニュース

はじめに

青木小学校は通学区域内におけるマンション等の住宅開発により、今後、教室が不足する見込みとなり、学校規模の適正化が必要な状況です。そこで、具体的な対応策を検討するため、地域、保護者の代表及び校長からなる「『青木小学校』学校規模適正化等検討部会」を設置しました。

まず、「施設面による対応」について技術的な観点から検討するため、事務局より設計会社へ委託を行い、増築の可能性を検討しました。その結果、「工事期間の観点」及び「学校運営上の課題」等から施設面での対応は困難である旨を説明し、第2回検討部会にて「通学区域変更案（案①）」をお示ししました。その後、部会委員や地域の皆さまから、「通学区域変更の実施にあたって猶予期間（経過措置）を設けてほしい」との御意見が多く寄せられたことを踏まえ、改めて条件整理を行い、第3回検討部会にて、「経過措置期間を設けた通学区域変更案（案②・案③）」をお示ししました。

この度、令和7年10月30日に第4回検討部会を開催しましたので、部会での検討状況等について、青木小学校の保護者の皆さまや青木小学校の通学区域内にお住まいの皆さまにお伝えします。

（※）「通学区域変更案」にて対象となる地域の代表者様に「参考人」として御出席いただきました。

●第4回検討部会の主な内容

「令和7年度義務教育人口推計（9月公表）」に基づき、最新の数値で試算した結果、将来の児童数・学級数が当初の想定よりも減少する見込みとなったことから、事務局より、経過措置の期限は設けない「通学区域変更案（案④）」を新たにお示ししました。

これまで事務局に寄せられた御意見や、部会委員及び参考人の所属団体からの御意見等も踏まえ、検討部会にて御議論いただいた結果、青木小学校の教室不足については、「通学区域変更案（案④）」を具体的な対応策とする方向性で意見がまとまりました。

次回以降の検討部会では、通学区域変更（案④）に伴い想定される諸課題について、引き続き御議論いただく予定です。（案④）の詳細は、P.5以降を御参照ください。

保護者の皆さまへ

『自分の居住地域は通学区域変更の対象なのか』、

『案④の内容を詳しく知りたい』、『いつから通学区域変更を行うのか』など、

御質問等ございましたら、12ページ（最終ページ）に記載の、

お問い合わせ先（事務局）まで御連絡いただきますよう、お願ひいたします。

第4回検討部会（公開）

日時：令和7年10月30日（木）
18時から
会場：神奈川公会堂
2階1号会議室



1 事務局に寄せられた御意見（第3回検討部会から第4回検討部会開催まで）

第3回検討部会から第4回検討部会までに寄せられた御意見が22件ありました。

※お寄せいただいた御意見は、全て検討部会にて報告しています。なお、紙面の都合上、本ニュースにおいては、事務局で要約のうえ、主旨にあたる箇所に下線を引いて掲載しています。

（全文は検討部会資料の「資料6」を御覧ください。（P12にQRコード記載））

- ◆ 学区変更を必要とする事情は理解したが、すでに居住されている方の事情を鑑みて、猶予期間は3年以上に延ばすべき。また、これから引っ越してくる方々には、通学する小学校を通達するなどの対応をしてほしい。
- ◆ きょうだいで通う学校が異なるのは、授業参観や行事のことを考えると特に共働きの家庭には厳しい。また、小学校区と合わせて中学校区も変更することを検討してほしい。
- ◆ 小学校の通学区域変更については承知したが、中学校についてはどう考えているのか。今のままだと、中学に進学した際に反対が誰もいないことになってしまう。
- ◆ 第3回までの議事録を確認し、自分の居住区では、青木小学校へ通学できることに安心している。
- ◆ 鶴屋町1丁目と台町の一部が宮谷小に学区変更というのは、どうしてそうなったのか理解に苦しむ。
- ◆ 新たに示された「案③」で、反町と桐畠の一部が含まれていることに納得できない。反対派も納得がいくような整合性のある理由を提示してほしい。
- ◆ 居住地域が宮谷小への通学区域変更の対象となっていることを知った。現在、2人のこどもがあり、上の子は個別支援学級への編入の可能性があると考えていて、宮谷小へ通うことは難しい。そのような場合は特例措置として、青木小への通学を認めてほしい。
- ◆ 部会ニュースを通じてこの地域が通学区域変更の対象となっていることを知った。サカタのタネ跡地の住宅開発による影響だと思うが、現在、桐畠ですでに住んでいる方がいるマンションについては、通学区域変更から除外する等の対応をとってほしい。
- ◆ 青木小学校周辺に、今後建設される新たな住居のこどもを、遠くの小学校に通わせるという考え方は不適切だと考える。公平性の観点からも、今後、禍根を残すのではないか。また、一つの町内会を複数の小学校に分割すべきでないと考える。
- ◆ 「案③」で新規マンションが通学区域変更の対象にできないかという意見を踏まえて、経過措置対象外となるマンションを選定されたというのは、新規でこの町に移り住む人々を軽視しているように感じる。
- ◆ 通学区域を変更すると、町内が分断されてしまう。また、1年生から学区変更だと保護者が付いていかなければならなくなるのではないか。周辺の駐車場等に仮設校舎を設置すればいいと思う。
- ◆ 「案③」において、大規模マンションだけでなく、今後新規に転入されてくる方々も、事前に案内をしたうえで新たな指定校へと通ってもらうよう検討してほしい。また、経過措置期間に入学となった児童のきょうだい児についても配慮してほしい。共働き家庭において、きょうだいで別々の小学校に通うことは、現実的ではない。

- ◆ 選択可の通学区域変更案の提案に反対である。周辺の小学校も、受入れ態勢を整えにくいのではないかと推察する。たとえ、きょうだいで学区が分かれたとしても、学区は一つに決めてもらいたい。
- ◆ 事務局は、青木小学校のことのみを考えて、他の小学校に児童を受け入れた結果、受け入れた小学校側の学区で住宅開発があった場合、教室不足に陥る可能性を考慮していないように思う。青木小学校の児童数の推測より、実際の児童数の増加が下回っているということを重視して考えるべき。
- ◆ 市として取組むべき問題だと感じている。もっと大きな問題にして、有意義な議論をすべき。スケジュール感と危機感を持って取り組んでほしい。限られたメンバーの会議で、議論されたという証拠を残すために議事録を作っているのではと不信感を覚える。また、部会開催時刻が夕食時なので、当事者なのに家族がいたら傍聴に行けない。「通学路の危険性」を上げている反対意見は、それが本質ではないと思うので、さらに聞き取りが必要だと思う。
- ◆ 「私学(や遠くの学校)へ通学する助成があれば、進学先の選択肢が増えることで、そもそも青木小学校が教室不足にならないのではないか。
- ◆ 災害時、防災拠点として青木小学校が指定されている町内会は学区に含めてほしい。

【検討部会事務局としての考え方】

事務局に寄せられた御意見のうち、共通の御意見について、検討部会事務局としての考え方を整理しましたので、抜粋して御紹介します。※全文は検討部会資料の「資料6」を御覧ください。(P12にQRコード記載)

① 通学区域が変更された場合、青木小学校に通うよりも通学距離が長くなる

横浜市では、徒歩での通学を原則とし、児童の体力・通学安全などを総合的に勘案し、小学校では片道おおむね約2km以内を望ましい通学距離としています。

学区変更後の各関係校への通学につきましては、通学路になることが想定されるルートを、事務局で実際に歩き、通学に支障がないと確認したこと等を踏まえ、第3回検討部会にて「案③」をお示ししています。

② 各家庭の就学の意向をアンケート等で確認してはどうか

青木小への意向が少ない場合、学区変更を行わなくてもいい等の結論になるのでは

学区内にお住まいの各御家庭へのアンケート調査の実施については、実施時期にもよりますが、転出や私学進学等、不確定要素が多分に含まれることに加え、通学区域変更を行う前年の8月までに事務手続を終える必要があることから、アンケート調査を実施し、その結果をもとに通学区域変更（就学先の指定等）の検討を進めることは望ましくないと考えています。

そのため、「毎年把握をしている各小学校への就学実績」、「開発物件の情報」等をもとに、新1年生となり得る人数を予測し、学校全体の児童数・学級数を予測する方法が望ましいと考えています。

③ 新たに示された通学区域変更案③で、反町地域より青木小学校に近い桐畑の一部で通学区域変更案が 出るのはなぜか

「案③」では、現在の青木小学校通学区域内における一部の物件（今後、建設予定の物件を含む）を対象に、令和9年度から学区変更を行うことを想定しています。

しかし、一部の物件を学区変更する場合、学区内の当該物件のみが他の学校へ就学する、いわゆる「飛び地学区」となってしまうこと、また、この学区変更によっても将来、青木小学校の教室不足が解消出来ない見込みである等といった課題があります。そのため、令和9年度に学区変更となる対象物件の周辺地域及びその他の地域に、「経過措置（※）」を設けた上で、将来的に学区変更を行うことを御提案しています。

つきましては、「サカタのタネ跡地に建設予定の物件（桐畑）」及び「フロントタワー（鶴屋町一丁目）」において、当該物件が「飛び地学区」とならないよう、周辺地域を含めた学区変更を行う案となっています。なお、桐畑の一部等の周辺地域については、経過措置を設けることにより、一定期間、青木小学校への就学が可能となることを想定しています。

※「経過措置」：対象地域において、一定期間、青木小学校または指定の小学校、いずれかの小学校を選択可能な「特別調整通学区域」の設定を行う措置。

④ 中学校の通学区域は今後どうなるのか

青木小学校の通学区域が変更となった際には、中学校の通学区域についても検討が必要と認識しております。対象となり得る中学校及び地域と調整を行う等、調整方法も含めて今後、検討してまいります。

⑤ 防災拠点は通学区域変更後どうなるのか

通学区域変更案を行った際の地域防災拠点の取り扱いにつきましては、区役所総務課等を中心に、必要に応じた調整等を行ってまいります。

2 第3回検討部会時に委員及び参考人の皆さまから頂戴した御質問に関する回答

第3回検討部会の際に、時間の都合上等で回答ができなかった部会委員・参考人からの御質問について、検討部会事務局としての見解・回答をお示ししました。

※詳細については、第4回検討部会当日資料の「資料4」を御確認ください。（P12にQRコード記載）

3 青木小学校学区内の保育園・幼稚園及び周辺校への情報提供

部会委員をはじめ、地域の皆さまから、「保育園・幼稚園を利用する未就学児の保護者に対しても施設を通じて検討状況について周知すべきではないか」との御意見をいただいたことを踏まえ、9月26日（金）に青木小学校学区内の保育園・幼稚園の17園を対象に、幼児の保護者向けに周知を依頼しました。

なお、今回、通学区域変更を行った場合に就学先が変更となる青木小学校以外の各小学校についても、保護者宛に「すぐーる配信」を行い、検討状況等について周知を行いました。

※提供資料の詳細は、第4回検討部会当日資料の「資料5」を御確認ください。（P12にQRコード記載）

4 通学区域の変更による対応について

第2回及び第3回の検討部会にて、御議論いただいた通学区域変更案については、部会委員・参考人の所属団体からの御意見や、「令和7年度義務教育人口推計」に基づく最新の試算結果等を参考としながら、引き続き、第4回検討部会にて御議論いただくこととしていました。

第4回検討部会では、事務局より、「令和7年度義務教育人口推計」を基にした各通学区域変更案の試算結果について説明を行いました。その中で、通学区域変更案の「案③」を採用した場合、『一部の新規物件等については、引き続き学区変更を行う必要性がある一方で、経過措置の対象地域としていた地域については、特定の期限を設けることなく、特別調整通学区域を設定することで、教室不足への対応が可能な見込み』との結果となつたことを受け、事務局から「新たな通学区域変更案（案④）」をお示しました。

青木小学校の教室不足解消が可能な見込みとなる通学区域変更案（「案①」、「案③」及び「案④」）の3案について、検討部会で御検討いただいた結果、青木小学校の教室不足への対応については、「通学区域変更案（案④）」を具体的な対応策とする方向性で意見がまとまりました。

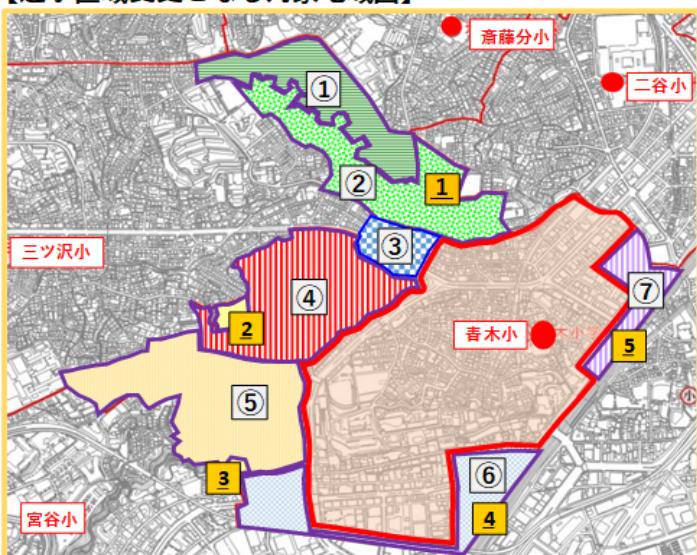
通学区域変更案 案④(概要)

1. 通学区域変更等の対象地域・就学先は「案③」と同様（詳細な区域図は下図を参照）
2. 「案③」にて、対象とした新規マンション等は、令和9年度から通学区域変更を実施
3. 「案③」にて、経過措置を講じる対象地域は、指定校の変更を行った上で、
現時点では、経過措置の期限を設げず、令和9年度から特別調整通学区域（※）を設定

※ 当該地域にお住まいの方は御希望により引き続き、青木小学校への就学が可能です

⇒ 通学区域変更を行うことが決定した場合、事務手続(規則改正)を令和8年8月までに実施する予定です。改正した規則の施行日以降、当該年度中に学区変更対象地域に転入する小学生は、変更後に指定された小学校へ就学することになります。

【通学区域変更となる対象地域図】



【特別調整通学区域設定地域（指定校変更含む）・就学先】

	対象地域	通学区域変更 特別調整通学区域	
		(指定校)	(受入校)
①	栗田谷北	斎藤分小	青木小
②	栗田谷南 ※ ① の物件を除く	斎藤分小	青木小
③	松本町3丁目	三ツ沢小	青木小
④	松ヶ丘 ※ ② の物件を除く	三ツ沢小	青木小
⑤	沢渡 ※ ③ の物件を除く	三ツ沢小	青木小
⑥	鶴屋町（一部） 台町（一部） ※ ④ の物件を除く	宮谷小	青木小
⑦	桐畑（一部） 反町（一部） ※ ⑤ の物件を除く	二谷小	青木小

【通学区域変更となる対象物件・就学先】

	住宅タイプ・戸数	住所地	入居見込年	指定校
1	共同住宅（新築・70戸）	栗田谷15-11	R10年度	斎藤分小
2	共同住宅（新築・90戸）	松ヶ丘58-3	R9年度	三ツ沢小
3	共同住宅（新築・61戸）	沢渡4-2	R9年度	宮谷小
4	共同住宅（建築済・76戸）	鶴屋町1-41・42	入居済（一部）	宮谷小
5	共同住宅（新築・200戸）	桐畑2・3	R9・10年度	二谷小

【「案④」のとおり通学区域変更を実施した場合の青木小と周辺校 児童数・学級数推移】

特別調整通学区域が設定されている地域（青木小学校への就学選択可能な地域）において、全ての児童（100%の割合）が各小学校に就学した場合の最大値で推計値を算出しています。

青木小 保有：24教室	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	※学級数の()は、各学年児童数1～5人の増により影響する最大の学級数
	児童数	744	765	756	748	731	728	725	723	
	学級数	24	24(25)	24	24	24	24	24	24	
斎藤分小 保有：10教室	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	※内部改修により、最大2教室程度確保可能な見込み（＝12教室）
	児童数	208	228	249	269	285	305	320	328	336
	学級数	8	9(11)	10(12)	10(12)	11(12)	12	12	12	
二谷小 保有：14教室	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	※令和8年度以降、建替えに向けた設計等が開始予定。建替え期間中は、16教室程度を確保予定
	児童数	388	376	380	372	364	378	380	392	397
	学級数	14	14	13(14)	12(13)	12(13)	13	13(14)	14(15)	14(15)
三ツ沢小 保有：27教室	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	※内部改修により、1教室程度確保可能な見込み（＝28教室）
	児童数	786	816	828	819	860	864	831	795	767
	学級数	26	28	28	27	28	28	27	26	25
宮谷小 保有：23教室	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
	児童数	639	606	603	610	594	581	570	564	558
	学級数	22	21	20	20	19	19	19	18(19)	18(19)

【通学区域変更後の留意事項（事務局見解）】

「案④」による通学区域変更の実施後は、児童数・学級数の推移を引き続き注視し、青木小学校及び周辺校が教室不足となる状況が見込まれた場合には、特別調整通学区域が設定される地域を念頭に、「特別調整通学区域の解除」も含めた調整を行う等、柔軟に対応することを想定しています。

今後、青木小学校及び周辺校にて不足教室となる見込みとなり、特別調整通学区域を解除する方向性となつた際には、以下のスケジュールで調整・手続等を行います。

(例) 令和12年度入学の新1年生から特別調整通学区域を解除とした場合

※スケジュールの例示であるため、解除時期（R12～）を御提案するものではございません。

※在校生は対象外

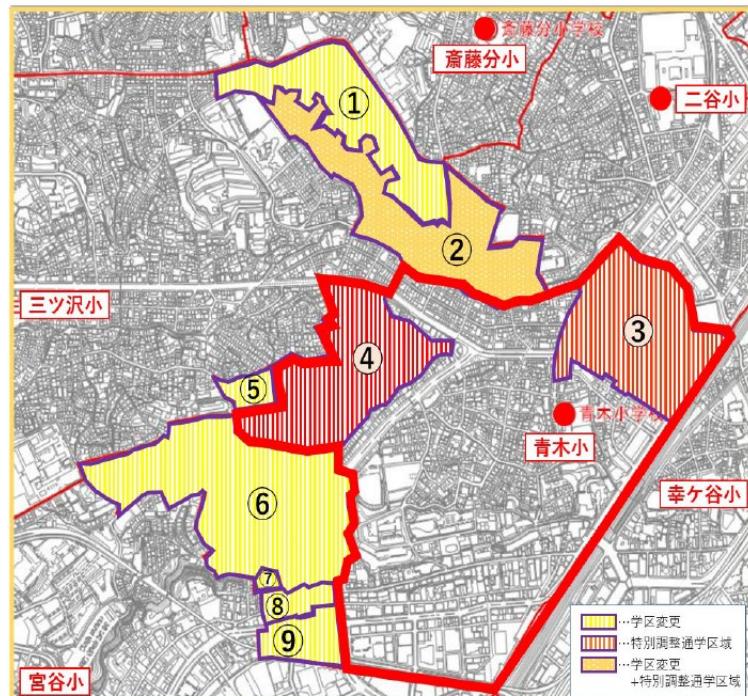
年度	R10年度								R11年度								R12年度		
月	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	…	3	4	…	
推計確認解除判断																			
地域説明周知期間																			
事務手続（教育）																年度途中に転入する児童は、解除後の指定校へ就学します。（青木小は選択不可）			
就学通知（区役所）																			
特別調整通学区域解除														解除	(年度途中) 転人生		新1年生		

参考 【通学区域の変更案「案①」】

※カラー版はホームページに掲載しています。

	対象地域	変更案（就学先）	
①	栗田谷北	斎藤分小	
②	栗田谷南	斎藤分小	二谷小
③	反町	青木小	二谷小
④	松ヶ丘	青木小	三ツ沢小
⑤	松ヶ丘 (JR松ヶ丘寮跡地)	三ツ沢小	
⑥	沢渡	三ツ沢小	
⑦	沢渡 (社会福祉会館跡地)	宮谷小	
⑧	台町の一部 (六角橋第394号線以西)	宮谷小	
⑨	鶴屋町3丁目の一部 (六角橋第394号線以西)	宮谷小	

※変更案に2校記載されている地域については、特別調整通学区域※の設定を想定



【特別調整通学区域制度】

⇒就学にあたり、指定校（正規校）又は指定校以外の学校（受入校）のいずれかを選択できる制度

【「案①」における青木小の児童数・学級数】

※関係校推計は検討部会当日資料の「資料7」P.7を御確認ください

青木小	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	保有
児童数	744	765	746	721	699	687	681	24
学級数	24	24	24	24	24	24	23	

※R 7 「児童数」は、令和7年5月1日現在の各小学校の児童の在籍者数

※R 9以降は、R 9からの通学区域変更を想定した推計値

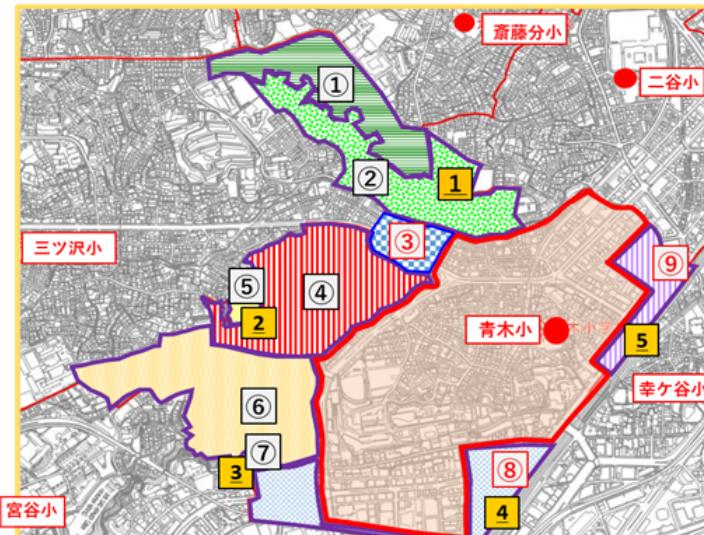
参考 【通学区域の変更案「案②」（「案①」に経過措置(3年間)を講じた場合の変更案】

令和9年度からの通学区域変更を想定し、仮に3年間の経過措置を設けた場合（令和9年度以降に入居開始の新規マンション等を除く）、経過措置期間中は、対象地域のすべての児童（100%の割合）が、青木小学校に就学することを想定すると、令和10年度には教室不足が見込まれるため、変更案①に経過措置を設けること（案②）による対応は困難です。（第3回検討部会の結論と同じ）

青木小	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	保有
児童数	744	765	773	783	781	770	763	757	750	24
学級数	24	24 (25)	24 (25)	25	25 (26)	25 (26)	24 (26)	24 (25)	24 (25)	

参考【通学区域の変更案「案③」】

【通学区域変更となる対象地域図】



【経過措置の対象/対象外の地域一覧・就学先】

	対象地域	経過措置期間		経過措置期間終了後		
		(対象地域)	(指定校)	(受入校)	(指定校)	
①	栗田谷北	斎藤分小	青木小		斎藤分小	
②	栗田谷南	斎藤分小	青木小	斎藤分小	二谷小	
③	松本町3丁目	三ツ沢小	青木小	三ツ沢小	青木小	
④	松ヶ丘	三ツ沢小	青木小	三ツ沢小	青木小	
⑤	松ヶ丘 (JR松ヶ丘察跡地)	三ツ沢小		三ツ沢小		
※	※経過措置の対象外です (2 の物件と同一)					
⑥	沢渡	三ツ沢小	青木小		三ツ沢小	
⑦	沢渡 (社会福祉会館跡地)	宮谷小		宮谷小		
※	※経過措置の対象外です (3 の物件と同一)					
⑧	鶴屋町(一部) 台町(一部)	宮谷小	青木小		宮谷小	
⑨	桐畑(一部) 反町(一部)	二谷小	青木小		二谷小	

【令和9年度～通学区域変更の物件・就学先】

	住宅タイプ・戸数	住所地	入居見込年	指定校
①	共同住宅(新築・70戸)	栗田谷15-11	R10年度	斎藤分小
②	共同住宅(新築・90戸)	松ヶ丘58-3	R9年度	三ツ沢小
③	共同住宅(新築・61戸)	沢渡4-2	R9年度	宮谷小
④	共同住宅(建築済・76戸)	鶴屋町1-41・42	入居済(一部)	宮谷小
⑤	共同住宅(新築・200戸)	桐畑2・3	R9・10年度	二谷小

※ ⑧ (一部地域の詳細) : 鶴屋町一丁目、台町1, 6, 8, 9, 11-1～11-19

鶴屋町三丁目及び台町のうち、六角橋第394号線以西の地域

※ ⑨ (一部地域の詳細) : 桐畑2, 3, 8-3 (サカタのタネ跡地のみ)、反町一丁目1, 8

【「案③」における青木小児童数・学級数推移】※保有教室：24教室

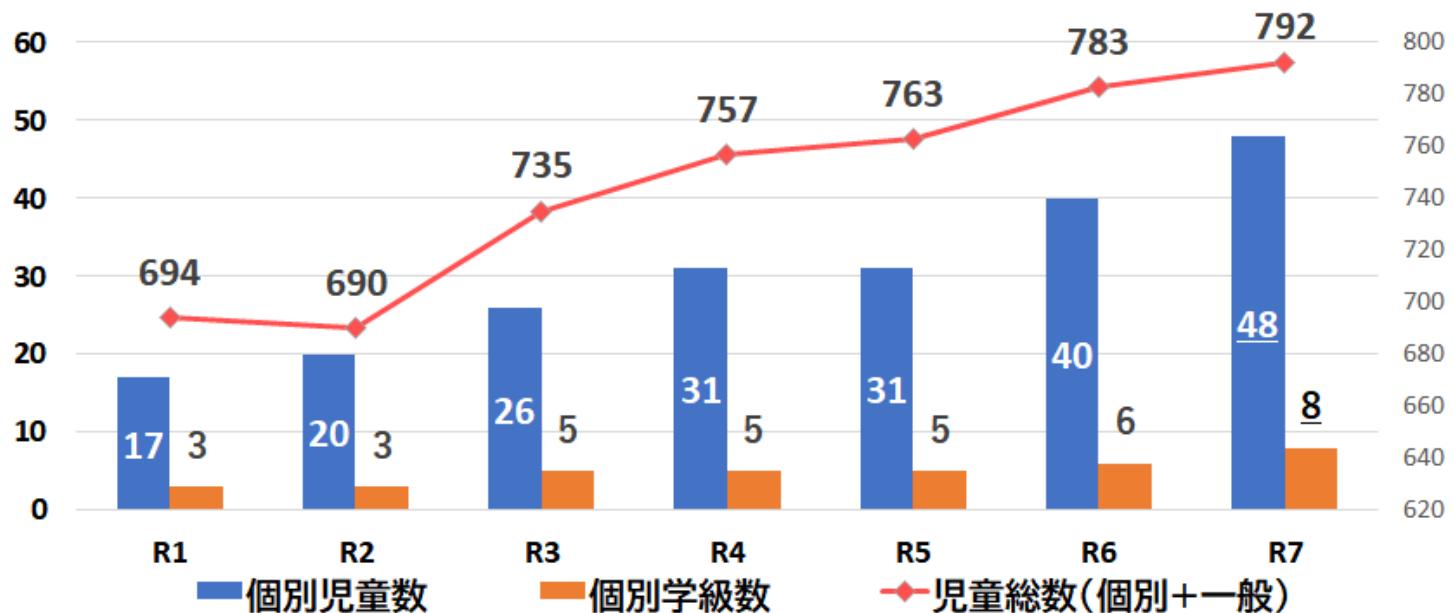
3年間の経過措置 (一般学級のみ)						経過措置解除			
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
児童数	744	765	756	748	731	693	663	635	608
(内訳)基本数	(744)	737	714	695	665	621	586	554	525
(内訳)急増数	(22)	28	42	53	66	72	77	81	83
学級数	24	24(25)	24	24	24	23	22	21	20
4年間の経過措置 (一般学級のみ)						経過措置解除			
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
児童数	744	765	756	748	731	728	698	670	643
学級数	24	24(25)	24	24	24	24	23	22	21
5年間の経過措置 (一般学級のみ)						経過措置解除			
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
児童数	744	765	756	748	731	728	725	697	670
学級数	24	24(25)	24	24	24	24	24	23	22
6年間の経過措置 (一般学級のみ)						経過措置解除			
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
児童数	744	765	756	748	731	728	725	723	696
学級数	24	24(25)	24	24	24	24	24	24	23

参考 【青木小学校の個別支援学級の児童数】

個別支援学級は、在籍する児童の障害の状態や程度に応じた学校教育を行うために、「知的障害」、「自閉症・情緒障害」、「弱視」の種別で学級を分け、原則、児童8人で1学級の編成としています。

個別支援学級の児童数は、青木小学校の児童の増加に比例して増加傾向にあるため、通学区域変更を行った場合、全体の児童数が減少傾向となれば、個別支援学級の児童数の増加傾向についても、落ち着く見込みです。

青木小学校の個別支援学級の学級数・児童数推移（各年5月1日時点の実数値）



【次回以降の検討部会について】

今後の検討部会では、「案④」を基にした通学区域変更の実施に伴い、想定される諸課題について、引き続き御議論いただく予定です。諸課題の検討ののち、検討部会としての「意見書」を取りまとめます。

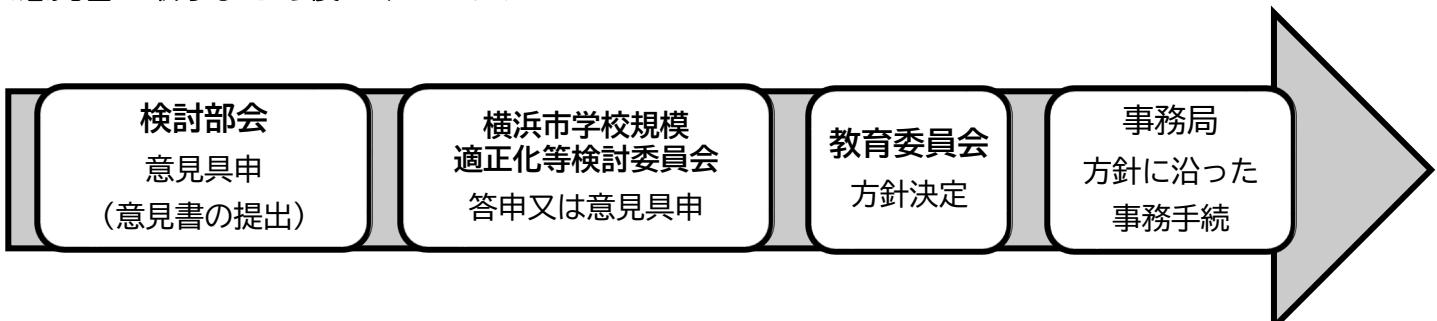
【検討部会終了後の流れについて】

検討部会終了後、取りまとめられた「意見書」については、横浜市学校規模適正化等検討委員会へ提出され、審議が行われます。審議後、教育委員会へ「答申または意見具申」を行います。

その後、教育委員会にて、「青木小学校」における学校規模適正化に係る対応策を正式に決定します。

そのため、当検討部会で「意見書」を取りまとめた時点においては、通学区域変更等による対応策については、正式に決定するものではありません。一方、検討部会から提出される意見書については、「横浜市学校規模適正化等検討委員会」及び「教育委員会」において、最大限尊重のうえ審議が行われる予定です。

<意見書の取りまとめ後のイメージ>



5 部会における主な発言・質問【通学区域の変更・その他】

(★：委員・参考人からの主な発言 ⇒：事務局からの説明・回答)

※紙面の都合上、発言の要旨を記載しています。会議の詳細は会議録を御覧ください。(P12にQRコード記載)

- ★ 今回は期限を設けず特別調整通学区域を設定する方向となった。逆に言えば、6年間の保障がされない可能性もあるということになる。経過措置の期間については、最低限の具体的な期間を約束してほしい。
⇒ 経過措置の期間を6年間(またはそれ以上)講じた場合に、現時点では青木小学校は「24学級」以内に収まる見込みとなっています。一方、今後、学区内にて新しいマンション等の住居が一つ、どのくらいの規模で建てられるのかというのは事務局も把握できない部分がございますので、特定の期限は設けないかたちで、青木小も引き続き選択可能な案を御提案しました。ただし、再度、青木小学校が教室不足となる見込みとなり、通学区域調整の他に方法がないといった場合には、特別調整通学区域設定地域(青木小学校が選択可能な地域)を解除させていただくことも「案④」の中で御提案をさせていただいております。
- ★ 今後、予定のない新しいマンションができた場合、通学区域変更の対象物件になるのか
⇒ 建設場所や戸数などの条件によると考えています。例えば、青木小学区内の中心部にタワーマンション等の建設が計画された場合、今回、通学区域変更の対象としたマンションと同様に、学区変更の対象とするかについては、現時点では判断できないというのが正直なところです。学区の境界付近であればその可能性は高いと思いますが、その場合も状況を見て判断する必要があると考えています。
- ★ 今後、事業者が建築確認や事前調査等を行う段階で、大規模住宅になる可能性がある場合には、指定校が青木小学校ではなくなる可能性があることを伝えてほしい。
⇒ 現状、青木小の学区内で大規模なマンション計画が出された場合、必ず事業者に対して総戸数、ファミリータイプの戸数、入居時期、販売時期などの状況を確認しています。一方、事業者から通学区域の確認を求められることもあります。その際は、青木小で教室不足が見込まれる状況にあれば、「現行の通学区域はこうですが、今後も同じ区域または、指定校であり続けるかについては分からぬ」と伝える場合もございます。
- ★ 沢渡の郵政社宅跡地でマンションが竣工したが、新しい物件として資料に入っていないのは基準があるのか。
⇒ 沢渡の郵政社宅跡地のマンションにおいてはすでに入居が開始されていますので、最新の義務教育人口推計には、当該物件に入居済みの人数は「基本数」に含めて、算出しています。そのため、今後入居予定の急増物件の資料には記載していません。
- ★ 地域でアンケートを取ったところ、賛成・反対の意見のほかに、「指定地区外就学への対応」、「通学安全に関する意見」、「学区変更に伴う自治会やこども会の活動の分断への心配と家庭の負担増への不安」、「学区変更後の中学校の進学先はどうなるか」などの意見があった。全体的に検討部会に寄せられている意見や要望と似た意見が多く、どこの地域の方も同じ心配や不安を抱いていると感じたので、今後の検討部会の審議にも反映していきたい。

- ★ 1つの自治会で2つの小学校の子どもたちを見ることは、相当大変になると思うので、「案④」のような学区変更については、極力、避けたかった。しかし、新しく建つマンションからの子どもは青木小学校ではない小学校に通い、他の地域の子どもは、引き続き青木小学校にも通うことが可能となるのであれば、やむを得ないかと思う。
- ★ マンションの入居状況等は地域によって異なるため、個別に地域ごとの状況をヒアリングしてほしい。
- ★ サカタのタネ跡地に建設予定のマンションは、高価格帯と予測されるため、実際にどれほどのファミリー世帯が入ってくるかというのは疑問。
- ★ 「案④」の通学区域変更の実施が良いと思う。「増築」の案は税金を使って行うことになると思うが、現状、どれ程の児童が入ってくるか確証もない中で実施するのは、税金の無駄使いになると感じる。
- ★ 運動会では、参加可能な親族の人数を厳しく制限しており、児童もグラウンドに椅子を出せず、地面に座布団を敷いて観戦している状況。こういった状況下であることを踏まえると、「案④」の学区変更を実施することが保護者にとっても地域にとっても現実的な対策として、受け入れやすいと感じる。
- ★ 運動会を見学した感覚としては、現在の青木小学校の 24 クラスが本当にいっぱいの状況だと思う。
- ★ 当事者となる保護者への説明が不足していると感じる。少しでも不安が解消されるように、説明会等の開催も含め、方法を検討してほしい。
- ★ 通学区域変更を行った際の受け入れ先となる学校の情報が不足していると思う。青木小学校以外の学校にも通いたくなるような情報を発信することも必要だと思う。
- ★ 新しいマンションに入居する方々は、「なぜ自分たちは青木小学校に通えないのか」と考えると思う。通学区域変更となった際には、丁寧に説明をしていってほしい。
- ★ 「案④」であれば、地域の方々にとって、青木小学校への想いが残るかたちになると感じている。一方で、子どもの数が増えている中で、今後の見込みについては不透明であり、ある時期から学区が変更となる可能性もあるということで、学校としては、心配は尽きない状況だと考えている。
- ★ 通学区域変更後の児童の安全性が非常に心配。教育委員会で通学時の安全対策について支援してほしい。
- ★ 「案③」までの通学区域変更の内容は、町内会のなかで分断が起きるのではないかという声が上がって いた。行政側の都合で、町内会の分断になるような要素は増やさないでほしい。

- ★ すでに1年程、この部会を進めており、結論を出さなければならない段階になっていることを踏まえると、「案④」を部会としての結論とするのが良いと考える。
- ★ 地域によっては大規模住宅によって子どもが増えている一方、逆に子どもが増えない地域もあるという現象が起きており、将来の予測は非常に難しく、確実な見通しを立てることは困難であると感じる。

《保護者の皆さまへ》

お子さんからの御意見や御質問もお待ちしております。御家庭でお子さんに青木小学校の検討状況をお話しされる際に、分からぬ点や気になることがありましたら、下記のお問い合わせ先までお寄せください。

◆第5回検討部会について ※会議の公開・非公開は検討部会の冒頭で決定します。

日時・会場：未定（決定次第、以下のホームページでお知らせします。）

検討内容：学校規模適正化等について

◆「青木小学校」学校規模適正化等検討部会の経過等について

部会の会議資料や会議録、ニュースについては、ホームページからも御覧になれます。

※検討部会における当日資料は、検討部会開催翌日に市HPにて公開いたします。

※会議録および検討部会ニュースの市ホームページでの公開・発行につきましては、

発言内容の確認や編集作業等のため、検討部会終了後、一定の期間を要します。

あらかじめ御了承ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/tekiseika/aoki-husoku.html>

【各資料に直接アクセス可能なQRコード】



【ホームページ】



【第4回検討部会資料】



【第4回検討部会会議録】



【第3回検討部会ニュース】

◆事務局（お問い合わせ先）

皆さまからの御意見や御質問を受け付けております。

Eメール、電話またはFAXでお寄せ下さい。

お寄せいただいた御意見等は、全て検討部会に報告し、議論の参考にさせていただきます。

横浜市教育委員会事務局学校計画課

Eメール：ky-kanagawa2024@city.yokohama.lg.jp TEL：045-671-3252 FAX：045-651-1417